

改正

平成30年 3月23日告示第23号

令和 2年 1月 8日告示第 5号

令和 5年 1月20日告示第 3号

佐久穂町同窓会支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、郷土愛の醸成とUターンのきっかけに寄与するために、町内で開催される同窓会に要する経費の一部を予算の範囲内において、佐久穂町同窓会支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 佐久穂町内の小学校、中学校をいう。ただし、廃校になった学校を含む。
- (2) 同窓会 同一の学校等の卒業生で、学級又は学年の単位で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、同窓会の主催者とし、町内在住者とする。

(補助要件)

第 4 条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で開催されるものであること。
- (2) 同窓会の出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。
- (3) 出席者（来賓を除く。以下同じ。）は、同窓会を開催する日（以下「開催日」という。）の属する年度の3月31日において、25歳以上70歳以下の者（4月1日生まれの者に限っては、24歳以上の者）であること。ただし、41歳以上の者については、開催日前に卒業した学校等公共施設へのボランティアによる清掃・整備（以下「清掃・整備等」という。）の実施を要件とする。
- (4) 出席者は10人以上とし、当該出席者の2割以上は町外に住所を有する者であること。ただし、学級又は学年で行う同窓会対象者が、10人に満たない場合は、半数以上の出席をもって、

要件を満たすものとする。

(5) 出席者は、町が実施するアンケート調査に協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、出席者の数に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助対象経費の総額が出席者の数に2,000円を乗じて得た額を下回った場合は、低い方の金額を交付限度額とする。

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 開催の案内文書の作成及び送付に要した経費
- (2) 町内の飲食店等に支払う同窓会開催に要した経費
- (3) 清掃・整備等の実施に要した消耗品等の購入経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、同窓会の開催予定日又は清掃・整備等の実施予定日の14日前までに、佐久穂町同窓会支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 同窓会対象者名簿
- (2) 同窓会出席予定者名簿
- (3) 収支予算書
- (4) ボランティア清掃・整備計画書(41歳以上の者に限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、佐久穂町同窓会支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は佐久穂町同窓会支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請した者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、佐久穂町同窓会支援補助金変更申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは佐久穂町同窓会支援補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(同窓会の要件を満たさない場合の措置)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた同窓会が第4条に規定する補助要件を満たさなくなったときは、直ちに、佐久穂町同窓会支援補助金決定取下げ申出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、佐久穂町同窓会支援補助金取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、同窓会を開催した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、佐久穂町同窓会支援補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会出席者名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び請求明細書の写し
- (4) 出席者全員が分かる集合写真
- (5) ボランティア清掃・整備実施報告書(41歳以上の者に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐久穂町同窓会支援補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定額と交付確定額が同じときは、前条に規定する通知書を省略するこ

とができる。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条第1項の規定による通知の後に、補助金を交付するものとする。ただし、同条第2項の規定により通知を省略したときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効期日)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年3月23日告示第23号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月8日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年1月20日告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。